

## 水戸地方裁判所委員会（第40回）議事概要

### 1 日 時

令和5年6月19日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 開催場所

水戸地方裁判所大会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

秋山肇、阿部重典、伊藤哲司、岩見将志、海老根功、海老原健、大田健吾、小川賢司、加藤祐一、鈴木健秀、田中記代美、廣澤諭、福井章代（委員長）、谷萩百合子（五十音順 敬称略）

#### 【事務担当者等】

久保田泰行民事首席書記官、廣岡美江刑事首席書記官、内野洋事務局長、下川由美子事務局次長、佐藤雅人総務課長

### 4 議事

(1) 新任委員の紹介（岩見委員、海老根委員、大田委員、福井委員、谷萩委員）

(2) 委員長の互選

委員の互選により、福井委員を委員長として選任

(3) 第39回委員会（令和4年11月7日実施、テーマ「調停制度発足100周年」）において委員から出された意見に基づいて裁判所が取り組んだ状況の報告等

(4) 本日のテーマ「裁判所のデジタル化について」

ア 廣澤委員から、民事訴訟手続のデジタル化の運用状況の説明及び民事裁判書類電子提出システム「mints」（ミンツ）の操作説明

イ 小川委員から、刑事訴訟手続におけるデジタル化について説明

ウ 佐藤総務課長から、司法行政事務におけるデジタル化について説

明

(5) テーマについて意見交換をした概要（●委員長、○委員、□委員（説明者））

● 委員の方から御意見や御感想をお伺いしたい。

○ お話を聞いて率直に驚いた。Teams が導入されることで、今後、裁判手続のコミュニケーションはかなり変わるだろうと思ったが、それによって効率化されていくだろうとポジティブに捉えている。

質問は3つある。

1つは、民事訴訟関係である。ウェブ会議の利用により従来の訴訟のやり方や本質が何か変わったのか、これから民事訴訟はどう変わっていくのか、そして、裁判官の直接主義は何か変わるのか伺いたい。

2つ目は、刑事訴訟関係である。デジタル化は民事訴訟と比較すると進んでいない印象だが、例えば、傍聴はオンライン化されるのかなど、デジタル化についてどのような議論がされているのか伺いたい。

3つ目は、司法行政事務関係である。文書管理がオンライン化することによって、最終的に全てクラウドに保存することになるのか、セキュリティ上のリスクをどう捉えているのか。データ流出のリスクも承知した上で、オンライン化に舵を切るという方向性なのか、議論があれば伺いたい。

□ 民事訴訟関係についてお答えすると、直接主義については、控訴審においては、続審制が取られていること、また、第1審である地方裁判所でも人事異動等により裁判官が交代する場合があります、裁判官交代までの口頭弁論の結果を当事者が法廷で陳述することで直接主義を補完している現実がある。このようにこれまでも擬制により直接主義を担保してきたことも踏まえて、当事者の出頭を必須にする必要があるかという点が、議論の切り口になると思っている。

ウェブ会議の利用により、どのように民事訴訟が変わったかという点は、裁判所が手続をより可視化するように変わったと感じている。複雑な事件でも、例えば時系列表を作成し、双方当事者及び裁判所が共有するようになって、事件に関する認識の共通が図られるようになった。また、書面の提出期限も口頭伝達から Teams のメンション機能を利用することになったことで、明確化している。

- 弁護士業務の変化については、まず裁判所への出頭が減っている。水戸の本庁もそうだが、特に、支部や他県の裁判所への移動が無くなり楽になっている。また、裁判官の指示も teams 上で明確にされるようになり、忘れることがない。

他方で、当事者双方に代理人がいるケースでは、代理人同士が期日に直接顔を合わせることが無くなったので、これまでよく行ってきた、期日後にちょっと（訴外で）和解の話をするということができなくなった。そのため、裁判所主導で和解をしないといけなくなるのではないかと変化を感じている。ウェブ上でのコミュニケーションでは、いつ、どうやって和解の話を切り出すかが悩みの種となっている。

また、mints を試験的に利用しているが、裁判所はとても便利なシステムを作ったと思っている。これまで書類を送るたびに必要だった送付書や受領書の作成が不要となってとても楽になった。

- mints に関してはインターネット上に書面を提出するということが、本当に不安ではあるが、試行のうちに、いろいろと経験しておこうと思っているところであり、書面の提出期限が過ぎると自動的に催促されるのは便利だと感じている。

また、DV 事件などで被害者の住所を秘匿するため書類にマスキングをする必要があるときに、マスキング漏れがないよう神経を使っているが、mints にマスキング漏れがある書類をアップロードしてしまわ

ないか心配している。

ウェブ会議については意外と違和感がなく話しやすいと感じている。

直接主義については、法規上の直接主義というだけでなく、直接裁判官の様子を見て、裁判官の考えやタイプを確認し、また、裁判官に自分がしっかりとした代理人であることをアピールするという意味もあった。ウェブ会議では、そういったことまでは出来ないものの、事務を進める上では問題はないと思っている。

和解については、ウェブ会議でもざっくばらんにできると思っており、私はウェブ会議でも和解の話を裁判官にするようにしていて、裁判官も対応してくれるので、意外と使い勝手は悪くないと感じている。

□ 刑事訴訟関係については、法改正の議論の最中であるが、刑事訴訟では民事訴訟以上にセキュリティ対策が問題となっており、刑事事件の証拠、例えば性犯罪事件の証拠が万が一にもインターネット上に流出してしまうと取り返しがつかない被害が生じるので、そのような点が懸念として上がっている。

ビデオリンクを利用した証人尋問に関しては、弁護人の反対尋問権の保障という観点からは証人と対面して反対尋問を行うことが基本であるため、例外をどこまで広げるか議論されている。例えば、鑑定をした医師などの専門家に証言を求める場合には、検察官、弁護人に異議がなく、裁判所が相当と判断したときには許容してよいのではないかという議論がされている。

また、刑事裁判は、裁判員裁判が始まった時に、裁判官が記録を読み込んで判断するのではなく、裁判員が法廷で見て聞いて分かる審理により判断するという大きな変革があった。いわゆる精密司法から核心司法への変革といわれているが、デジタル化を契機に裁判員対象事件以外の裁判にもこれが拡大していくイメージを持っている。

傍聴のオンライン化については、慎重に検討する必要がある課題だと考えている。

- 弁護人としては当事者の顔、表情を見て、本当のことを言っているか精査しながら尋問したいという思いがある。

刑事訴訟では、例えば検察庁の記録開示は、膨大な量のコピーを作成することになるが、電子データで送付してもらうなどの工夫がされるとよいと考えている。

- 証人尋問のウェブ実施については、裁判官がウェブ上で心証形成ができるかという問題がある。証人尋問といっても、書証によりほぼ契約の成否が認定できるという心証を形成出来ている場合の証人尋問と、証拠がないケース、例えば出会い頭で車がぶつかって、どちらが赤信号だったかが問題になるような事件で、証言が鍵を握る証人尋問とでは意味合いが異なるので、どういう場合にウェブでの証人尋問を行うのか、検討する必要がある。

- 私たちは言葉以外に顔の表情や仕草、そういったものを含めてコミュニケーションを取っている。オンライン化した場合、かなりの部分が平板化してしまうため、コミュニケーションの在り様が変わることになる。それが裁判手続にどのような影響を及ぼすのか考えながら裁判のIT化を行っていくということだと思っている。大学でもコロナ禍により一気にデジタル化が進みオンライン授業が増えたが、授業が終わると学生が、一斉にオンライン上から退出する。授業後の余韻といったものがなくなったが、余計と見なされがちな部分も実は大事であり、私たちはそういうことを共有し合っているので、オンライン化したときそれが削がれてしまう点は、裁判のコミュニケーションにおいても影響が大きいと感じている。ただ、デジタル化は必然でもあるので、デジタル化がどんなふうにコミュニケーションに影響を及ぼす

かも検討し、試行錯誤しながら、裁判手続にどのように導入していくのかが大きなポイントだと感じている。

- 新聞社にいと、紙媒体とデジタル媒体の話は非常に関心の高い話である。紙媒体は減少していくという人が増えているが、文字情報でのやりとり自体は何も変わらないと思っている。直接人と会って話を聞くという取材の手法は変わらない。ウェブでのやり取りによって信頼関係を醸成することは難しいという印象は持っており、生身の人間同士のコミュニケーションは大事にする必要がある。

手続論として裁判所のデジタル化は非常によいと思っており、簡素化、迅速化、確実化するという意味では、各論的に問題があったとしてもそういった総論を凌駕するものではないと考えている。他方で、例えば利用しているアプリケーションの仕様が急に変更される可能性やシステムダウン等のトラブルで全国の裁判手続に大きな影響を及ぼすことも想定されるので、バックアップなど代替策を想定する必要がある。

また、期日後のちょっとした話から和解に結びつく機会が減っており、訴訟件数が減らず、お互いの主張の応酬が続くということは、社会としては残念な方向に向かう可能性があるかと懸念を感じている。さらに、もちろん訴訟することは自由だとは思いますが、手続が容易になることで濫訴が増えないか懸念を感じている。

なお、日程調整が容易になったことで、裁判官の日程が詰まっているのではないかと思うが、運用面で大変な点があれば伺いたい。また、デジタルが苦手な人もいると思われるが、例えば、弁護士の間でスキルアップする機会があるのかどうか気になっている。

- 濫訴については、民事訴訟のデジタル化に当たって、訴訟追行の意欲がない、あるいは濫訴だと認定できるものについてどうするかとい

う議論されたと思うが、何をもって濫訴と認定するかは難しい問題であり、デジタル化による濫訴に対応するような仕組みは最終的には取り入れられなかったと記憶している。裁判所としては粛々と手続を進めることになる。

期日間隔が詰まってきているのではないかという御指摘に関しては、現状、民事部では対応できており、むしろ審理期間を短縮につながるものでよいと思っている。

和解については、これまでは当事者の反応を見ながら、裁判官が和解を持ちかけるということがあったが、最近では、事案を整理してある程度の心証を取ってから和解案を提示するやり方が相対的に多くなっている。ただ、ウェブでも代理人等の反応を見てある程度の和解に向けた感触は得られると感じている。他方で、判決で結論を出す場合は、当事者の反応を頼りに裁判所が結論を出してはいけないのではないかと思う。判決では、論理的で説得力のある判断をしないといけないので、きちんと言葉として出てきた記録、それによって認定できる事実に基づいて判断するのが本来的であると考えている。そこは、局面局面で様々なコミュニケーションスキルをあげて、使い分けてやっていくことになると感じている。

- 期日間隔については、裁判所は代理人の準備期間を考慮して期日を指定してくれており、今のところ、裁判所から期日間隔を詰めるような動きがあるわけではない。

## 5 次回のテーマ

「裁判員制度と若年層広報」

## 6 次回の開催期日

令和5年11月13日（月）午後1時30分から午後3時30分まで